


報 告 書

文庫版「太陽風交点」出版に関する紛争の経過を、左記のとおり御報告いたします。

昭和五八年四月二五日

早川書房 今 岡

清 

東京地方裁判所民事第二九部 御中

記

(一) 文庫版「太陽風交点」に関する紛争は、別紙の「和解経過一覧表」の経緯をたどっております。

(二) 三月一二日の早川書房、小松左京氏、徳間書店の三者会談は、早川書房の特参した協定書について論議があり、「和解経過」一覧

表」にありますとおり、協定書中の「出版権妨害の賠償金として」および「早川書房に持参して支払う」の部分を早川書房側が譲歩し、最終的な合意に達しました。しかし、徳間書店側は、字句の問題については弁護士と相談する必要があるとして、調印を拒みました。今岡が徳間側に対して「内容ではなく字句の検討ですね」と念を押したところ、徳間書店の荒井修氏が「字句だけの問題です」と答えております。

（三）ところが、徳間書店側斉藤弁護士から早川書房側五十嵐弁護士に伝えられた内容は、字句の修正などというものではなく、協定書前文の「違法な二重出版契約」を削除するほか、ロイヤリティを一パーセントとするなど、交渉の経過をまったく無視するものでした。

（四）そのため、三月二〇日、早川書房は小松左京氏に、三月一二日

段階での最終的な合意点を確認するため、書面を送りました。しかし、小松氏からは何の返事もなく、早川書房五十嵐弁護士と徳間書店齊藤弁護士との交渉も難行しておりました。

(五) そして、三月二五日、毎日新聞の夕刊に事件が報道され、そのため社会一般に紛争が明らかになって和解は不調となりました。

和解 経過 一覧表

No. _____

昭和56年 2月 4日 (水)

午後5時頃、徳間書店の前島不二雄氏、菅原善雄氏が早川書房を訪れる。早川書房側は佐藤昭夫、高田正吾、今岡清が応対し、早川書房本社内応接室で会談。その際以下にまとめた発言がありました。

〈徳間書店〉

- (1) 「太陽風交点」を徳間書店から文庫化することについて、早川書房に申し出をするつもりであり、だがその前に早川書房からの抗議文が届いてしまった。
- (2) 定価×刷部数×1%のロイヤリティを支払うことで徳間書店から文庫版を出すことを諒承してほしい。
- (3) 「太陽風交点」を文庫にしたいというのは、徳間書店から言い出したことではない。「太陽風交点」を日本SF大賞に決定した選考委員会が同時に徳間書店から文庫化してほしいと言った。
- (4) 徳間書店は過去、自社の出版物が他社で文庫化されて苦汁を飲まねばならなかった。しかしロイヤリティを受け取るなどの方法であくまでも著者の意向を尊重する形で解決してきた。

〈早川書房〉

- (1) 徳間書店と堀晃氏の契約は早川書房との契約後にかわされた二重契約であり、ただちに出版を見合わせて欲しい。
- (2) ロイヤリティ、バーター等の解決をするつもりはない。

昭和56年 2月 16日 (月)

午後3時、徳間書店前島氏が早川書房を訪れる。早川書房は櫻井光雄、佐藤昭夫、今岡清が応対し、早川書房本社内応接室で会談。その際以下にまとめた発言がありました。

〈徳間書店〉

- (1) 「太陽風交点」の文庫化について、1%1年間のロイヤリティで解決してほしい。
- (2) 著者は早川書房の出版を認めてほしい。半年後なら、徳間書店としては早川書房から出版されてもかまわないと伝えたが、著者はあくまで早川書房からは出版してほしいと言っている。
- (3) 徳間書店としては、著者の意向を尊重しているのであり、徳間書店が出版を中止した場合は著者との契約違反にはなってしまう。

〈早川書房〉

- (1) ロイヤリティ、バーター等の解決はあり得ない。
- (2) 著者から、契約を解除したいという話は聞いていない。

昭和56年 2月 17日 (火)

堀晃氏に早川書房から文庫判「太陽風交点」を出版する旨、今岡清が電話で連絡。以下は電話のやり取りをまとめたものです。ただし、堀氏の発言は言葉がはっきりと聞きとれず、語尾もあいまいだったために、大要の要約とされています。

今岡：「太陽風交点」を2月中に出版します。

堀：困った。

徳間からほにかいてくるだろうな。

早川からは、9月に出るはずじゃなかったのか。

早川の本は時間がかかるから……。

今岡：ともかく、2月中に出版しますのでよろしくお願ひします。

昭和56年2月26日(木)

午後1時45分、小松左京氏より早川書房本社内の今岡宛に電話がありました。内容は以下のとおりです。

〔小松左京氏〕

- (1) 今回の件は大騒ぎになる。
- (2) 場合によっては早川書房から出ている自分の本は絶版にする。
- (3) SF作家クラブもガタガタしている。
- (4) 自分が調停にはいろうと思ったがもう遅い。
- (5) 日本SF大賞に関して、徳間に打って見返りがはければあかしたろう。

昭和56年2月27日(金)

前日の小松左京氏の電話を検討した結果、早川書房としては小松左京氏に調停を依頼するほかはほいとの判断に立ち、大阪のホテル・プラザに櫻井光雄、今岡清が小松左京氏を訪問しました。そして同ホテル内のバーにおいて、既に完成していた早川書房版の文庫本「太陽風交点」を小松左京氏に手渡した後、会談にはいりました。

発言の要旨は以下のとおりです。

〔早川書房：櫻井光雄〕

- (1) こちら側も意地をはっていた面があった。
- (2) 小松左京氏の顔を立て、ちょっと引いても良い。

〔小松左京氏〕

- (1) 早川書房がちょっと引いていただければ「大変ありがたしい」。
- (2) 著者校のほいていない点については、初版についてはけ、こうたから再版以降については直してほしい。
- (3) 来年はSF大賞を早川でやっちはどうでしょう。(雑談の中での発言)

昭和56年3月2日(月)

小松左京氏より早川書房本社内の今岡宛に電話がありました。以下はそのやりとりのとおりです。

小松：早川版「太陽風交点」の凍結期間は6カ月、その期間2%のロイヤリティを支払うということはどうか。著者校のほい版の出版についてはほかほかむずかしい。

今岡：それでは調停を頼んだ意味がない。

小松：凍結期間を3~6カ月で考えろというのではどうだ。

今岡：堀さんからの内容証明で6カ月後の出版については保証されているも同然で、それではのめません。また著者校の問題について

でも、大阪へ行ったときには「初版はけこうだから、再版以降について自しは谷又しい」というお話だったでしょう。

小松：凍結期間4カ月、その間、ロイヤリティ2%を支払う。著者校の件については、皆さんの努力をするというのではどうだ。

昭和56年3月4日(水)

午後1時10分、小松左京氏より早川書房本社内の今岡宛に電話がありました。

今岡：先日うかがった条件では、調停案はのめません。ロイヤリティ3%、凍結期間1カ月の条件を満たさない場合は、徳間書店の出版に社し、後処分の申請をします。

小松：早川書房が大阪へ来た時と話が違ふ。期間については3.4カ月、ロイヤリティ2%という話もしていたのではなにか。

今岡：小松さんの提示は、こちらの理解とかけ離れたものです。現在早川書房の在庫となっているものについては、初版の出版についてはかまわぬ。ただし再版以降については改訂するように、という話を聞いています。また、3.4カ月、ロイヤリティ2%というのは、徳間書店からの非公式の打診を早川書房が小松さんに伝えただけであり、こちらは上積みを目指していました。

小松：こちらは、今さらそんなことを言われても、さう妥結の方向で動いているし、堀見、徳間書店にも妥結の条件として連絡してしまっている。著者校について堀見を納得させることについて、早川書房の出版について堀見は抗議は申し込むが、具体的な行動には出ない。ただし早川書房も再版以降は改訂する、ということでは処理しようと考えていた。

今岡：こちらは、早川書房版の「太陽風交点」の出版について、小松さんが責任を負ってくれるものと思っていた。

小松：責任が負えるのは、「太陽風交点」の出版凍結を三カ月とすることだけだ。ロイヤリティの3%は、はいとはいえないが、男例で、小松のほうは関知しない。

今岡：それならば、早川書房は後処分の申請にはいります。

小松：この決定は役員会の決議か。

今岡：そのようなものと理解してもらってかまいません。

小松：自分の早川書房版の本を絶版にすること、SF作家にリアクションがあることなどは含んでいるのか。

今岡：それは含んでいます。

小松：再度調停に乗り出すか、それは前に述べた線に落ち着くだろう。また、徳間書店、堀見に社して、早川側の主張は伝える。

今岡：解答は3月10日までをお願いします。

昭和56年3月9日(月)

小松左京氏より早川書房本社内、櫻井光雄宛に電話がありました。

小松：先日、今岡君より10日迄に返事をくれと仰りましたか。12日に上京するので、それまで待つてほしい。

櫻井：待つてません。

小松：それでは3カ月後の発売ではどうでしょう。

櫻井：先日おうかがいした時にはほんの少し引いてくれればとか、初版に關してはこのままでよろしい、再版以降直してくれというお話でした。ところが、今岡に話された話ではまるで話が違ふ。著者と、徳間書店には先日今岡から申し上げた件はお話してくださいましたか。

小松：しました。パーセントについては、徳間と話してください。出版の時期については1カ月後ということでは……。

昭和56年3月11日(木)

今岡が小松左京氏に調停を終了させたいと電話で連絡し、3月12日午後3時30分にホテル・ニューオータニのガーデン・ラウンジで会う約束を取りつける。

今岡が徳間書店前島不二雄氏に電話をし、協定書の条件で協定したいので、小松左京氏と同席するよう連絡。また、早川書房からは弁護士も出席する旨を伝える。

小松左京氏より今岡宛に電話があり、弁護士の出席については拒否すると伝えてくる。

徳間書店前島氏より今岡宛に電話があり、弁護士出席について確認を求めくる。また、弁護士が出席した場合には交渉を打ち切ると申し入れてくる。

堀晃氏に電話し、調停成立の際には協定書に調印ということになるので、出席するか、印鑑を小松氏に委ねるよう申し込む。堀氏はどちらを物理的に不可能だが、すべて小松氏にまかせてあり、小松氏の決定に従うとの返事があった。

昭和56年3月12日(木)

早川書房の櫻井、今岡がホテル・ニューオータニのガーデン・ラウンジに赴き、すぐにその場に待つていた小松左京氏、徳間書店荒井修氏、前島不二雄氏、菅原善雄氏と会い会談。

〔内容〕

まず、小松左京氏、櫻井の二人が会談し、他の4人は10mほど離れた場所で行機。

協定書の内容についての弁立が明確になつた時点で全員が集まり、ほおろ協議をつづけ、協定書の「出版権放棄の賠償金として、および「早川書房に持参して支払う」の2点、が問題点とほつて殊々ある。そこで、櫻井が早川書房本社内において待機中の役員会に電話連絡し、上記の2点

について早川書房は譲渡するとの結論を出す。この結論を小松氏、徳間側に伝え、協定書への調印を求めた。しかし「細かい字句の検討を弁護士にやってもらう場合は調印はできない」と徳間側井修氏がこたえたため、未調印のまま解散となる。

株式会社早川書房と堀兎及び株式会社早川書房と株式会社徳間書店は堀兎の違法な二重出版契約に依って現在株式会社早川書房はハヤカリ文庫（J A）『太陽風交点』の出版を留保し、株式会社徳間書店が徳間文庫『太陽風交点』を出版している事態について次の通り協定する。

記

一、堀兎は株式会社早川書房に対してハヤカリ文庫（J A）『太陽風交点』を昭和五六年四月三日に出版することに同意する。

二、株式会社徳間書店は、株式会社早川書房に対する出版権妨害の賠償金として、昭和五六年三月五日（初版第一刷）より昭和五七年三月四日までに、発行した徳間文庫『太陽風交点』の定価×印刷部数×三パーセントを、発行の都度、その発行月末日に株式会社早川書房に持参して支払う。

昭和五六年三月十二日

住所 東京都千代田区神田多町二丁目二番地
氏名 株式会社 早川書房
代表取締役 早川 清

住所 大阪府大阪市淀川区豊崎
氏名 堀 兎

住所 東京都港区新橋四丁目十番地
氏名 株式会社 徳間書店
代表取締役 徳間 康快

立会人

住所 大阪府箕面市大字粟生新家
氏名 五四四番地四五
小 松 左 京

120

前略

今般の事件に關し、数次にわたって貴下と
會談いたしました。その結果は、小社が至
底納得できるものではありませんでした。

そこで、小社はこの事件に關し、差止め請
求及び謝罪広告請求等の訴訟を行うこととな
りました。が、ここに小社の立場を明確にして
おきたいと思ひます。

堀晃氏著「太陽風交点」は、小社に於て昭
和五十四年十月に単行本として出版されてお
り、この作品に關する出版権は当然、小社が
保有してゐるものであります。さらに、氏と
の文庫版に關する契約も、昭和五十五年十

—内容証明書用紙—

—

二月に成立してあります。しかるに堀晃氏は
「太陽風交点」の日本SF大賞受賞を奇貨と
して、小社の承諾なく、この賞の後援社であ
る徳間書店より、この作品の文庫版出版に關
する契約を締結いたしました。

これは、小社の出版権を妨害する二重契約
であり、小社が損害をこうむることを承知し
た上での、明らかな背信行為であります。

また、小社は貴下がしはしは言明してきた
ように、貴下を堀晃氏と徳間書店の代理人と
して交渉を重ねてまいりましたが、貴下の言
明にもかかわらず、貴下の約束と堀晃・徳間
書店の言動には著しい差異があります。そこ

で、小社としては貴下がどのような立場でこの事件に關つておられるのか、明確にする必要に迫られました。

なお、これについては訴状作製の都合もあり、同封の書面による回答をお願いいたします。旨の書面に署名捺印の上、ご返送願います。

昭和五十六年三月二十日

東京都千代田区神田多町二丁目二番地
株式会社早川書房

専務取締役 桜井光雄

内容証明書用紙
大阪府箕面市大字粟生新家五四四番地四五
小松左京殿

私は堀晃及び徳間書店の代理人として早川書房作製の協定書案につき三月十二日付テル・ニューオーターニにて早川書房と次の通り合意しましたので、確認いたします。

- 一 協定書前文はすべて認める。
- 二 協定書第一項はすべて認める。
- 三 協定書第二項のうち、出版妨害の賠償金とする部分を除き、すべて認める。
- 四 協定書に対する付加事項なし。

しかるに今般徳間書店及び堀晃が早川書房に対して、右私の言動とまつたく相反する事

内容証明書用紙

項を申し述べると至つたに、右両者は私に對し、深く陳謝するとともに、深い憤りをあはせるものである。

株式会社
早川書房殿

年 月 日
印